

枚方市教育委員会規則第 号

教育監の設置に関する規則

(設置)

第 1 条 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成 15 年枚方市教育委員会規則第 4 号）

第 3 条第 1 項の表に定めるもののほか、教育委員会事務局に教育監を置くことがある。

(職務)

第 2 条 教育監の職にある者の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 教育長の命を受け、教育に係る重要施策について関係機関等との総合調整を図ること。
- (2) 教育長の命を受け、特命事項の執行に当たること。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、教育行政に関連する施策に係る協議調整を図ること。

(職務遂行における原則と責任)

第 3 条 教育監の職にある者の職務遂行における原則と責任は、枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則第 6 条の規定の例による。

(教育監となる職員)

第 4 条 教育監は、一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 16 年枚方市条例第 35 号）第 2 条第 1 項の規定により採用された職員のうちから、教育委員会が任命する。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。